<b>*</b> **		×××
*		*
*	特定個人情報取扱規程	×
*		×
×××	·××××××××××××	/

三井物産企業年金基金

# 目 次

				頁
第	1	章	総 則 (第1条~第3条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	2	章	管理体制及び安全管理措置(第4条~第17条)・・・・	2
第	3	章	特定個人情報等の取得、利用等(第18条~第22条)・	6
第	4	章	特定個人情報の保管、管理等(第23条~第26条)・・	7
第	5	章	特定個人情報等の提供等 (第27条~第30条)・・・	8
第	6	章	削除、廃棄 (第31条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第	7	章	委託 (第32条~第33条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第	8	章	その他(第34条~第35条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
附		則		1 0
別		表		

## 特定個人情報取扱規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、三井物産企業年金基金(以下「基金」という。)が、「個人情報保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。)に基づき、基金の取り扱う特定個人情報の適正な取扱いを確保するために定める。

本規程は、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各段階における留意事項及び安全管理措置について定める。

## (定義)

第2条 本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお本規程における用語は、他 に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- 一 「個人情報とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 二 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。
- 三 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 四 「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。
- 五 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 六 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。 七 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事 務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報 ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号 を利用して処理する業務をいう。

- 八 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 九 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事 務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 十 「従業者」とは、基金にあって、直接又は間接に基金の指揮監督を受けて、基金の業務 に従事している者をいう。

## (適用)

- 第3条 本規程は従業者に適用する。
- 2 本規程は、基金が取り扱う特定個人情報等を対象とする。
- 3 本規程に定めのない事項については、個人情報保護に関する「個人情報保護管理規程」 及び「個人情報保護取扱規則」の定めるところによるものとし、本規程と齟齬が生じる場 合には特定個人情報に関しては本規程が優先するものとする。

## 第2章 管理体制及び安全管理措置

## (個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 基金が個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限るものとする。

- 一 基金の年金又は一時金等の支給に関する事務(年金又は一時金等の支払いに伴い税務当 局等に提出が必要な法定調書の作成に係る事務に限る。)
- 二 従業者に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務、労働保険関係事務及び総合福祉団体定 期保険関係事務
- 三 基金が契約に基づき支払った報酬・料金等の支払調書作成事務
- 四 前各号に付随して行う事務
- 2 前項第一号に規定する事務の流れは、(別紙1)及び(別紙2)、第二号及び第三号に規 定する事務の流れは、(別紙3)のとおりとする

## (取り扱う特定個人情報等の範囲)

第5条 前条の規定により、基金が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び 個人番号と関連付けて管理される個人情報は、以下のとおりとする。

- 一 基金の受給権者又は将来的な給付が見込まれる者(以下「受給権者等」という。)及び 従業者の個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、Eメールアドレス等
- 二 受給権者等の基礎年金番号
- 三 番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に、受給権者等又は従業者から提示を受けた本人確認書類及びこれらの写し
- 四 基金が行政機関等に提出するために作成した法定調書及びその控え

五 基金が法定調書を作成する上で受給権者等又は従業者から受領する個人番号が記載された申告書等

六 前各号に掲げるもののほか、個人番号と関連付けて保存される情報

2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

#### (特定個人情報管理責任者)

第6条 基金は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報管理 責任者を置き、常務理事をもってこれに充てる。

- 2 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報管理を担当する事務取扱責任者を指名し、 特定個人情報管理に関する業務を分担させることができる。
- 3 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等に関する監査を除き、次に掲げる事項その 他基金における特定個人情報等に関する権限と責務を有するものとする。
- 一 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる細則等の承認
- 二 特定個人情報等に関する安全対策の策定・実施
- 三 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
- 四 事故発生時の対応策の策定・実施

#### (事務取扱責任者)

第7条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- 一 特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して本 規程を周知し、必要かつ適切な監督を行うこと
- 二 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の承認、管理を行うこと
- 三 特定個人情報の取扱状況を把握すること
- 四 委託先における特定個人情報の取扱状況等を監督すること
- 五 特定個人情報の安全管理に関する教育及び研修を実施すること
- 六 前各号に掲げるもののほか、基金における特定個人情報の安全管理に関する事項について、特定個人情報管理責任者を補佐すること

#### (事務取扱担当者)

第8条 基金における特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、基金における事務取扱担当者は事業部とする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びに関連法令、個人情報保護委員会が策定するガイドライン等(以下「法令等」という。)、本規程等並びに事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払うものとする。

#### (管理区域及び取扱区域)

第9条 基金は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という、)を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム(サーバー等)を管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。

#### 一 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体の制限を行うものとする。

なお、入退室管理については、IC カードシステム及び生体認証システム設置によるものとする。

#### 二 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等を設置したり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所 や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫す るものとする。

#### (従業者の教育)

第 10 条 基金は、従業者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、 特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

#### (従業者の監督)

第 11 条 基金は、特定個人情報等の適正な取扱いがなされるよう、従業者の監督を行う。

## (取扱規程等に基づく運用)

- 第 12 条 基金は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、次の事項に係るシステムログ又は利用実績を記録する。
- ー 特定個人情報及び特定個人情報ファイルの取得状況
- 二 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- 三 書類・媒体等の持出しの記録
- 四 特定個人情報及び特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- 五 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- 六 特定個人情報ファイルに係る情報システムの利用状況 (ログイン実績、アクセスログ等) の記録

## (特定個人情報等の取扱状況の確認)

第 13 条 特定個人情報管理責任者は、基金における特定個人情報の取扱いが法令等及び本規定等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

#### (監査の実施)

第 14 条 監事は、基金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを特定個人情報管理責任者立会いのもと定期的に確認する。

2 監事は、特定個人情報等の取扱いに関する監査結果を理事長に報告する。

#### (情報漏えい等事案への対応)

第 15 条 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したときは、速やかに、 所 管官庁等に報告する。

- 2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。
- 3 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、漏えい等が 発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

#### (個人情報保護委員会への報告等)

第15条の2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、特定個人情報管理責任者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

#### (苦情等への対応)

第 16 条 基金は、基金における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。

2 特定個人情報管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

#### (体制の見直し)

第 17 条 基金は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策及び諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

## 第3章 特定個人情報等の取得、利用等

## (個人番号の取得、提供の求め)

第 18 条 基金は、第4条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して 個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、本人との法律関係等に基づき、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、当該事務の発生が予想できた時点において、個人番号の提供を求めることができるものとする。

3 本人が個人番号の提供の要求又は第20条に基づく本人確認に応じない場合、事務取扱 担当者は、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明し、個人番号の提供及び 本人確認に応ずるように求めるものとする。それにかかわらず、個人番号の提供や本人確 認に応じない場合は、提供を求めた経緯などを記録するものとする。

## (利用目的の通知等)

第 19 条 基金は、個人番号を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

## (本人確認)

第 20 条 基金は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、法令等に基づき本 人確認を行うものとする。

## (個人番号の利用)

第 21 条 基金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、 個人番号 を利用するものとする。

2 基金は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、 本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、基金が保有する個人番号を利用することができる。

#### (特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 22 条 基金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、 特定個人情報ファイルを作成するものとする。

## 第4章 特定個人情報の保管、管理等

## (正確性の確保)

第23条 事務取扱担当者は、特定個人情報を第4条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

#### (保管)

第 24 条 基金は、第4条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。 ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過す るまでの間、特定個人情報等を保管する。

- 2 特定個人情報を取り扱う機器、磁気媒体等又は書類等は、特定個人情報等の漏えい等の 防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。
- 一 特定個人情報を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管する又は盗難 防止 用のセキュリティワイヤー等により固定する。
- 二 特定個人情報を含む書類又は磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。
- 3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去した上で保管する。

## (情報システムの管理)

第 25 条 基金において使用する情報システムによって特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

- 一 特定個人情報管理責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザー I Dに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- 二 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者である ことを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。
- 三 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。

四 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

## (特定個人情報等の持出し等)

第 26 条 基金において保有する特定個人情報等を持ち出すとき(郵送等により発送すると きを含む。)は、次に掲げる方法により管理する。

一 特定個人情報を含む書類等を持ち出すときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個 人番号が判明しない措置を講じ、追跡可能な移送手段を利用する。 二 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じ、追跡可能な移送手段を利用する。

## 第5章 特定個人情報等の提供等

#### (特定個人情報等の提供)

第 27 条 基金は、番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報等を第三者(法的な人格を超える特定個人情報等の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報等の移動は該当しないものとする。)に提供しないものとする。

## (開示)

第 28 条 基金は、本人から基金が保有する当該本人の特定個人情報等について開示の求めがあったときは、特別な理由がない限り速やかに対処する。

#### (訂正)

第 29 条 基金は、本人から基金が保有する当該本人の特定個人情報等について訂正の求めがあったときは、速やかに対応する。

#### (第三者提供の停止)

第 30 条 基金は、本人から基金が保有する当該本人の特定個人情報等が違法に第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等の第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

## 第6章 削除、廃棄

#### (特定個人情報等の削除、廃棄)

第 31 条 基金は、第4条に規定する事務を行う必要が無くなった場合で、所管法令等において定められている保存期間を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。

2 基金は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は磁気媒体等を廃棄 した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。なお、当該削除又は廃棄を 委託した場合は、委託先から受領した証明書等により記録を保存するものとする。

#### 第7章 委託

## (委託先の監督)

第 32 条 基金は、基金における特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

- 2 基金は、委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。
- 3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次の内容を盛り込むこととする。
- 一 秘密保持義務
- 二 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止
- 三 特定個人情報の目的外利用の禁止
- 四 再委託における条件
- 五 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- 六 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- 七 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
- 八 従業者に対する監督・教育
- 九 契約内容の遵守状況についての報告
- 十 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができること

## (再委託)

- 第 33 条 委託先は、委託を受けた特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を再委託 するときは、委託者である基金の許諾を得なければならない。
- 2 委託先が基金の許諾を得て再委託するときは、再委託先の監督について前条の規定を準 用する。
- 3 基金は、委託先による再委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督する。

## 第8章 その他

#### (罰則)

第 34 条 基金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、基金の就業規則等に基づき処分する。

#### (実施規定)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、基金の特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項

# は、理事長が別に定める。

# 附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

# 附 則

この規程は、平成30年4月3日から改定施行する。

# 附 則

この規程は、平成30年12月18日から施行する。

# 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。